

令和4年7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和4年7月20日(水) 午前8時55分～9時30分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

欠席委員

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	藤本 直哉
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	5 件	田 畑	8,738 71	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	2 件	田 畑	243	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	8 件	田 畑	8,818.02	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	23.91	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	1 4 件	田 畑	20,960 4,521	m ² m ²
報告第 1 号	合意解約	4 件	田 畑	7,587	m ² m ²

令和4年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻より少し早いですが、只今より7月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第6号議案まで合計30件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中18名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を17番 三木委員さんと18番 石井委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、7番 山本委員さん、10番 宮本委員さんと私で、7月19日（火）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,851 m² 外1筆 計 2,753 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 1,980 m² 外3筆 計 3,737 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 1,029 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4番、・・・、面積 1,219 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

5番、・・・、面積 71 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状

況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件のうち、1番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

次に、2番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 65 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅拡張

申請理由 子供の成長に伴い居宅が手狭になったため、北側農地に増築するものです。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

2 番、・・・、面積 178 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 貸駐車場

申請理由 申請地の北側にはアパートが建ち貸駐車場としての利用見込みがあり、また近隣住民からも駐車場として利用させてもらえないかと問合せがあったため貸駐車場にすることを計画しました。

農地の区分 都市計画法により用途が第 1 種住居地域と定められている第 3 種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 申請地は、昭和 60 年頃より造成し資材置場として利用していたため、無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」2 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」8 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 6 番から 8 番については現地調査を実施しておりますので、7 番 山本委員さん、10 番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山本委員

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」6 番の現地調査報告をさせていただきます。

6 番、・・・、面積 895 m² 外 3 筆 合計 3,719 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 建設残土の仮置場

申請理由 借り人は、申請地の西側にて病院の増改築工事を請け負っています。工事を行うにあたり、建設残土の置場が必要となり周辺で検討したところ、病院と隣接する土地所有者と一時転用することで、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用期間は、令和 5 年 1 月 31 日までを予定しています。

病院の工事は、令和 7 年 3 月まで予定していますが、建設残土仮置場として必要な期間としています。

以上です。

宮本委員

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」7 番、8 番の現地調査報告をさせていただきます。

7 番、8 番は申請者が同じのため、まとめて説明します。

7 番、・・・、面積 335 m²【議案読み上げ】

8 番、・・・、面積 15 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 7 番は住宅、8 番はその排水路になります。

申請理由 7 番の住宅について、譲受人は近隣のアパートを借りておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため住宅建築を計画しました。申請地は子供の環境も変わらずにすむため、住居に適していると考えて転用申請に至りました。

8 番の排水施設については、その住居の排水路になります。貸し人は、隣接する農地を所有しておりますが、排水が悪く困っておりましたので、排水路が必要な転用事業者との意向が合致して申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山本委員さん、宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

6 番から 8 番につきましては、先ほどの山本委員さん、宮本委員さんのご説明とおりです。

1 番、・・・、面積 780 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価

格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統連係が確認できる書類の提出があります。

2 番 3 番は、譲受人が同じで転用目的も同じのため、まとめて説明します。

2 番、・・・、面積 1093 m²【議案読み上げ】

3 番、・・・、面積 1407 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、新たな再生エネルギー発電用地を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度（FIT 制度）ではなく、四国電力の送電網を利用して電気使用者へ直接売電する方法です。そのため、経済産業省の小売り電気事業者登録および四国電力の系統連係が確認できる書類の提出があります。

4 番、・・・、面積 413 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は綾川町のアパートを借りておりますが、建物が古く手狭なため住宅建築を計画しました。申請地は母が所有する土地であり、話がまとまったため転用申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第 1 種住居地域」と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5 番、・・・、面積 559 m² 外 3 筆 合計 1056.02 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場、資材置場

申請理由 譲受人は、土木工事業・運送業等を営んでおります。現在は、周辺が住宅地であるため、大型車両の進入に支障があり資材置き場も不足しています。申請地は、県道にも面しており利便性が良いため、転用申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 1から3番は周辺に広がった田や畑の真ん中にポツンと太陽光発電ができるということでしょうか。

事務局長補佐 農地転用には異種目接続というものがあり、隣に宅地や雑種地があるためポツンとできるわけではありません。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、うち7件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、6番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、7月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、10番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。
1番 、・・・、面積0.17㎡ 外3筆 計23.91㎡【議案読み上げ】
申請理由 平成19年頃より、隣接する農道を拡張して利用しているためです。
以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。
ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 第4号議案「非農地証明願」1件につきましては、先ほど宮本委員さんからの説明通りとなります。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原

案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」14件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が5件、再設定が4件で、そのうち農地機構を通じた貸借が13件となっております。

以上、農用地利用集積計画書14件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」14件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,384 m² 外3筆 計 3,684 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

2番、・・・、面積 1,213 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

3番、・・・、面積 1,851 m² 外1筆 計 2,753 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 賃借権の解消

4番、・・・、面積 373 m² 外2筆 計 1,321 m² 【議案読み上げ】

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 7月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時30分終了